

いばらき幼児教育特区

都道府県名：

茨城県

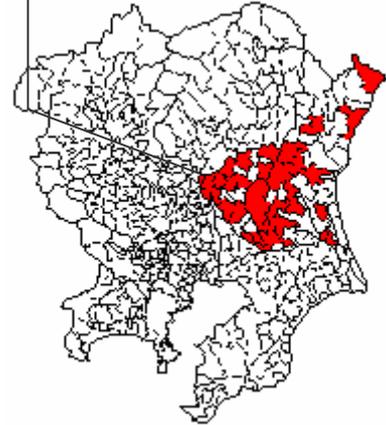
申請主体名：

茨城県

区域の範囲：

土浦市，古河市，石岡市，下館市，結城市，龍ヶ崎市，下妻市，水海道市，北茨城市，笠間市，取手市，岩井市，牛久市，つくば市及び潮来市並びに茨城県東茨城郡茨城町，桂村，西茨城郡友部町，岩間町及び岩瀬町，行方郡北浦町，稲敷郡美浦村，阿見町及び新利根町，新治郡霞ヶ浦町及び八郷町，真壁郡真壁町，結城郡八千代町，猿島郡総和町，五霞町，三和町及び境町並びに北相馬郡藤代町及び利根町の全域並びに日立市及び常陸大宮市の区域の一部（旧日立市及び旧那珂郡大宮町）

日立市、土浦市ほか



特区の概要：

日立市など36市町村の幼稚園のうち，保護者からの要望があり，かつ，受け入れ態勢が整っている幼稚園において，3歳未満児の入園を実施する。これにより，幼児の社会性を涵養するとともに，早期から子どもに教育を受けさせたいという保護者の要望に応え，幼稚園教育の充実・普及を図る。

適用される規制の特例措置：

・三歳未満児の幼稚園入園の容認

